

議員提出議案第五号

「（仮称）協同出資、協同経営で働く協同組合法」の速やかな制定を
求める意見書

右の議案を提出する。

平成二十年十二月八日

提出者

杉並区議会議員

関 昌 央

同 増 田 裕 一

同 中 村 康 弘

同 松 浦 芳 子

同 小 倉 順 子

同 小 川 宗 次 郎

同 伊 田 と し ゆ き

同 小 泉 や す お

杉並区議会議員 青 木 さ ち え 様

「（仮称）協同出資、協同経営で働く協同組合法」の速やかな制定を求める意見書

今日、地域の様々な課題を解決するために、地域住民の自立的、主体的な取組みに大きな期待が寄せられており、地域に密着した、公共性・公益性の高い活動が、NPOやボランティア団体などにより、活発に展開されている。

こうした中、地域で暮らし、地域を再生する取組みのひとつとして、自ら出資し、組織を協同で経営し、自ら働き、地域の課題を地域住民自身の手で解決するための仕組みである「協同労働の協同組合」が注目されている。

すでに欧米では、ワーカーズコープなどの労働協同組合についての法制度が整備されているが、わが国においても、「協同労働の協同組合」について、多数の団体が法制化に賛同しており、国会でも超党派の議員連盟が立ち上がるなど、法制化を求める動きが広がっている。

だれもが「希望と誇りをもって働く」、「仕事を通じて安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる」「人とのつながりや社会とのつながりを感じられる」という新しい働き方の仕組みづくりの必要性が高まっている。こうした働き方を目指す「協同労働の協同組合」は、住民の自立性と主体性を基礎に、「新たな公共」を育む市民事業とまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きること、困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事を起こし、社会に参加する道を拓くものである。

よって、杉並区議会は、国会及び政府に対し、「(仮称) 協同出資、協同経営で働く協同組合法」の徹底した議論と、速やかな可決・制定を強く求めるものである。
以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年十二月八日

杉並区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣



あて